

ID: 174

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市仙崎漁港施設条例 第8条		
例 規 番 号	平成17年条例第135号		
【根拠条文】 (使用料の還付) 第8条 既納の料金は、施設不使用の事由による場合に限り還付を請求することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日